

市政記者各位

高額療養費支給申請書等の未処理事案について

このたび、南区保険年金課におきまして、高額療養費支給申請書等の未処理事案があることが判明いたしました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げ、早急に未処理事案の解消に取り組むとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

1 経緯

高額療養費制度では、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給しています。

今回、令和5年2月から令和6年1月の間で、高額療養費の支給対象となった方から郵送で受領した申請書の内容や、金融機関から振込不能と報告のあった口座情報について、請求者に連絡が必要であったが未処理となっていた事案があることが判明しました。

2 未処理の内容

・対象数 : 78人

・未支給額 : 841,010円

※うち9人(107,872円)については、正しい内容が確認できたため、令和6年6月3日に支給できるよう手続きを行っています。

3 対応

対象者の皆様にお詫びと書類再提出等のご願いの文書を送付しており、確認ができた事案については速やかに支給手続きを行ってまいります。

4 再発防止策

(1) チェック体制の徹底

・各業務で定めている正・副担当者間のチェック体制を徹底し、処理業務の遅延がないように確認を行います。

(2) 進捗状況把握体制の強化

・定期的な会議等により、担当職員の事務処理状況を相互に把握できるようにするとともに、事務処理の進捗状況に応じて組織的なフォローが出来る体制を整えます。

【問い合わせ先】

南区市民部保険年金課 井上

電話 : 092-559-5150 内線 144-270

F A X : 092-561-3444